

第2回東京都北区子ども・子育て会議 子育て支援施策部会次第

日時：平成26年5月21日（水）

午後6時30分～

会場：北とびあ 14階スカイホール

1 開会

2 議事

- (1) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシートについて
- (2) (仮称) 北区次世代育成支援計画 (案) ※5/21 版
- (3) その他 (今後のスケジュール等)

3 閉会

【配布資料】※資料3以外は事前送付済み

資料1	地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート
資料2	(仮称) 北区次世代育成支援計画 (案)
資料3	今後の子ども・子育て会議及び専門部会の開催スケジュール (5/21 修正版) (案)
資料4	子育て支援施策部会委員名簿
資料5	子ども・子育て会議事務局名簿

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

② 新制度概要

④ 事業量の実績と見込み

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

1
利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

平成27年度新規事業のため実績なし

類似事業

- ・児童館
- ・子ども家庭支援センター 子どもと家庭の総合相談
- ・保育課入園相談係

（Blank area for survey results and current status/needs）

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】
1人1人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

【事業内容】
子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。

⑧ 確保方策（案）

単位：か所

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援					

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、認証保育所や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う。
- ・子どもが集まる場所に専任の相談員を配置し、子どもを遊ばせながら気軽に相談が受けられる環境の整備が必要である。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

2

地域子育て支援拠点事業

② 新制度概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

③ 区の事業の概要（現行）

（子ども家庭支援センター ひろば活動）

【事業目的】

乳幼児親子の居場所づくり、子ども及び家庭の支援に係る情報提供を行い、地域で安心して子育てができる環境をつくる。

【対象者】

おもに乳幼児（主に0歳から3歳未満）親子

【事業内容】

親子で過ごす場所の提供・子どもの育ちや接し方などの講座の実施・子育ての情報提供

（児童館 ひろば事業）

【事業目的】

児童館では、関係機関と連携しながら、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う機会を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て機能の充実を図り、総合的な子育て支援策を推進し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

【対象者】

児童館利用者（乳幼児及びその保護者）

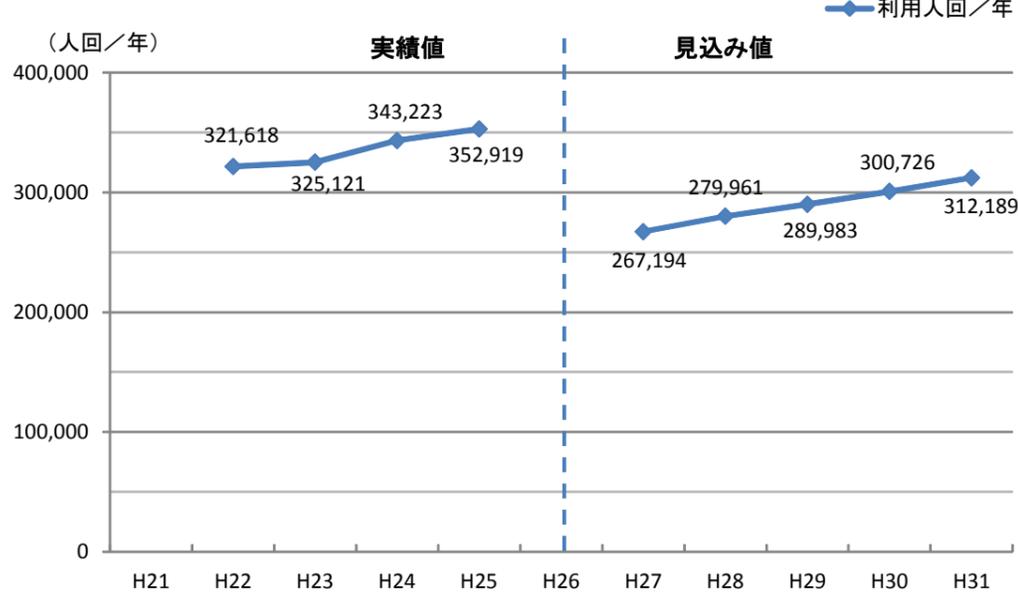
【事業内容】

乳幼児及びその保護者向けの主な事業として

- ① 乳幼児とその保護者への豊かな遊びとふれあいの場を提供する事業
- ② 子育てをする保護者の交流を図り、仲間づくりをする事業
- ③ 育児の情報、子育ての知識を提供し、核家族化、少子化などから育児不安を抱えている保護者への支援を行う事業
- ④ 自主的な育児活動グループに育つことを援助し、地域ぐるみで子育てできるように働きかける事業
- ⑤ 子育てをする保護者が、子育てについて自分で考え、決断し行動する中で、自分に合った子育てができるよう、親育ちを支援する事業

④ 事業量の実績と見込み

＜地域子育て支援拠点事業 延利用者数＞



＜実績＞

育ち愛ほっと館、児童館のひろば活動、ひろば事業の延べ利用者数。

＜見込み＞

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・地域子育て支援拠点事業について、「今は利用していないが、できれば今後利用したい」、あるいは、利用日数を増やしたいと思うかについて、「利用していないが、今後利用したい」の割合が28.0%と、一定のニーズがあることが分かる。
- ・「利用していないが、今後利用したい」と回答した人の1ヶ月当たり利用希望回数は、「1回」が29.1%、「2回」が20.5%となっている。
- ・地域子育て支援拠点事業のニーズは月当りの延利用人数になっていることから、「利用希望者×利用希望の平均回数」でニーズが算出されることになる。

⑧ 確保方策（案）

単位：人日/年

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
箇所					
利用者					

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・ニーズの高さから、事業の拡充を図り、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方策を検討する。
- ・児童館は、今後、乳幼児親子の居場所機能を中心とする(仮称)子どもセンターに移行していく。(仮称)子どもセンターでは、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦（プレママ）対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していく。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

② 新制度概要

④ 事業量の実績と見込み

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

3 妊婦に対する健康診査

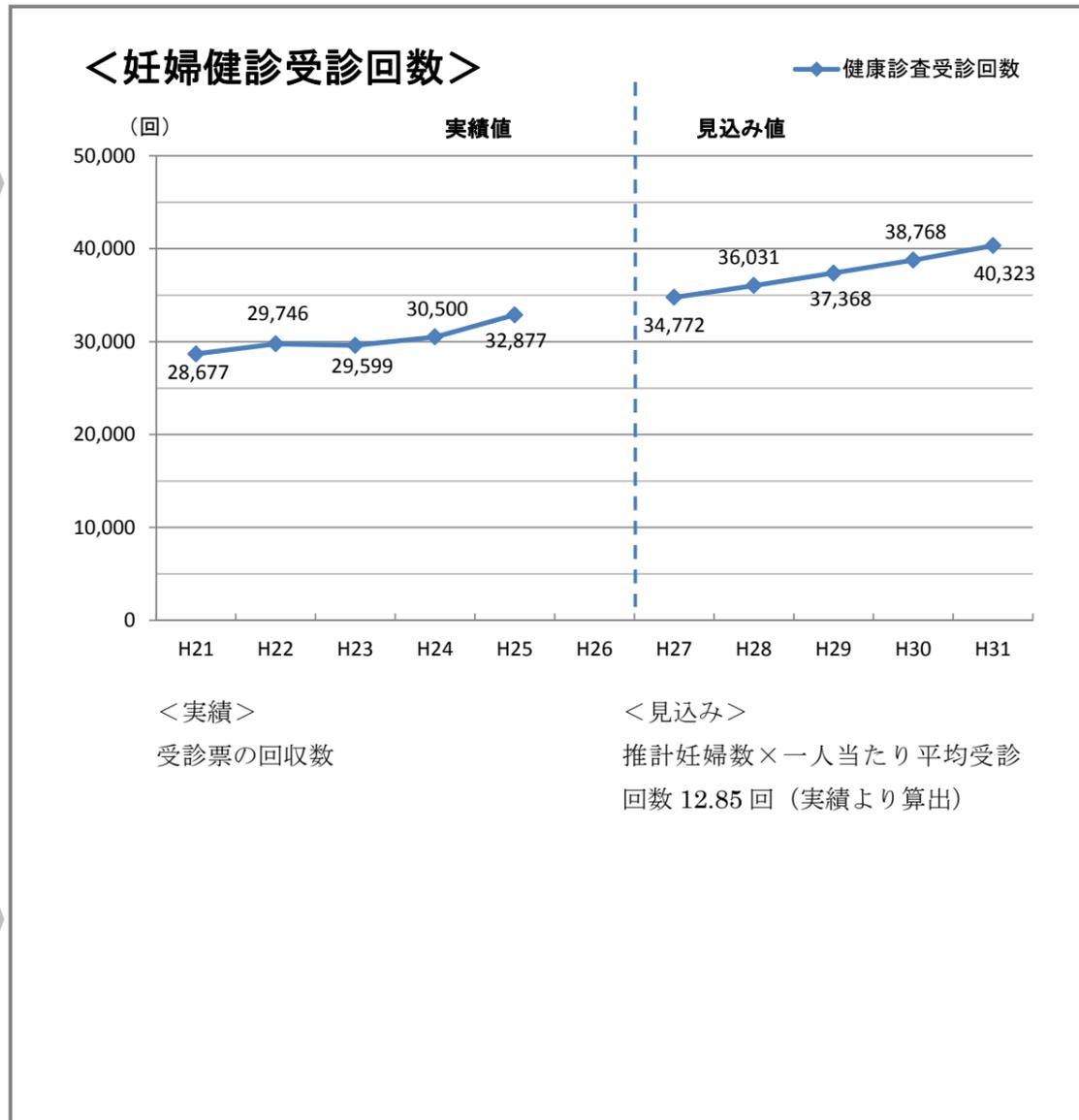
妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】
妊婦の健康の保持・増進を図るため。

【対象者】
北区に住所を有する妊婦

【事業内容】
妊娠期間中、全妊婦を対象に医療機関に委託して、妊婦健康診査と妊婦超音波検査を実施している。検査項目は、梅毒血清検査・血圧測定・HBs抗原検査・HTLV-1抗体・尿のたん白及び糖等である。公費負担回数は妊婦健康診査14回、妊婦超音波検査1回となっている。



（This area is currently blank in the provided image, representing the survey results and needs section.)

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指す。

⑧ 確保方策（案）

単位：回

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
妊婦健診					
里帰り妊婦健診					

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

② 新制度概要

④ 事業量の実績と見込み

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

4 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

(1) 乳児家庭全戸訪問事業
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

(2) 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

③ 区の事業の概要（現行）

(1) 乳児家庭全戸訪問事業
【事業目的】
子育てになれない母親の不安を少しでも和らげ、乳児の心身ともに健やかな発育の支援をする。

【対象者】
乳児健診（3～4か月健診）前までの乳児

【事業内容】
4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育ての環境の確認と母親の育児不安を和らげる情報提供などを実施。

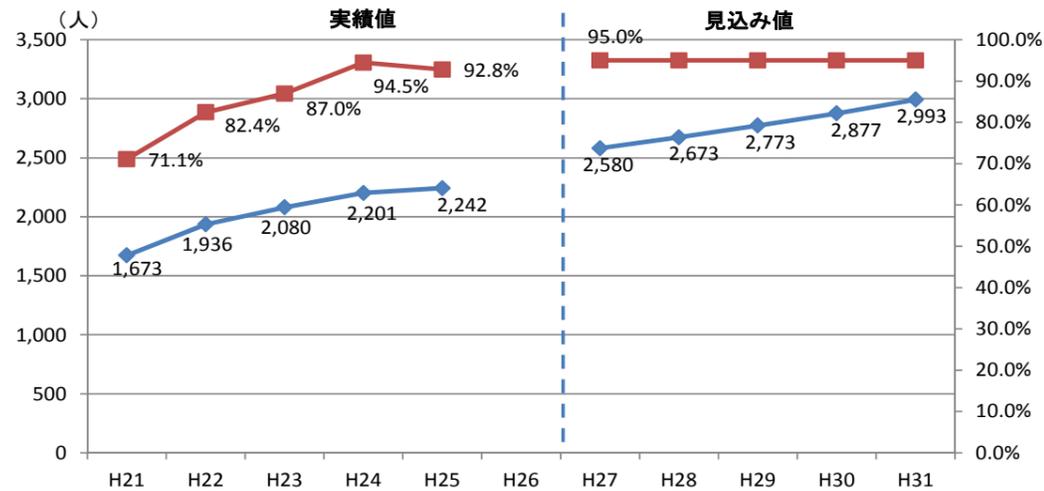
(2) 養育支援訪問事業等（子ども家庭支援センター）

【事業目的】
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭や保護者に看護されることが不相当であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に認められる家庭等に対する支援

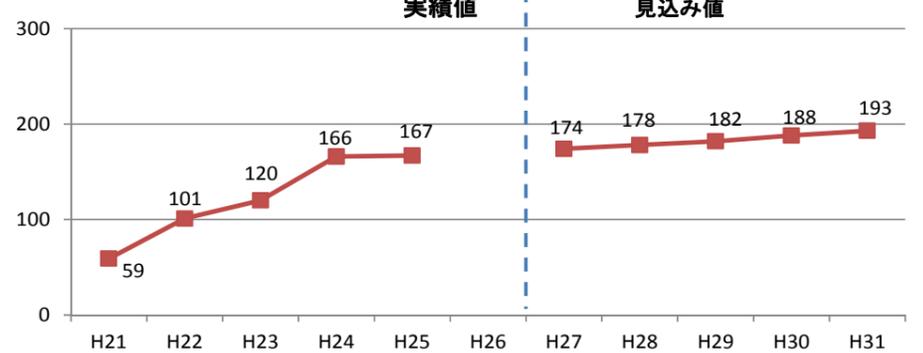
【対象者】
子育て支援をすることが特に必要と認められる家庭や保護者に子育てをさせることが不相当であると認められる家庭

【事業内容】
養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行う。

<乳児家庭全戸訪問人数>



<養育支援訪問回数>



<実績>

- ・乳児家庭全戸訪問：産婦訪問件数
- ・養育支援訪問：訪問家庭数

<見込み>

- ・乳児家庭全戸訪問：0歳児推計人口数の95%（里帰り出産者や多胎児、所在不明者を見込む）
- ・養育支援訪問回数：対象年齢人口数に対する訪問実績家庭数の割合の実績から算出。

⑧ 確保方策（案）

単位：人

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全戸訪問					
養育支援					

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努める。
- さらに、妊娠期より支援を必要とする人を把握するための事業に取り組む。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

5 子育て短期支援事業（ショートステイ）

② 新制度概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】

保護者が児童養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を北区が指定する児童養護施設で短期的に養育することにより、地域住民の子育て支援と児童の福祉の向上を図る。

【対象者】

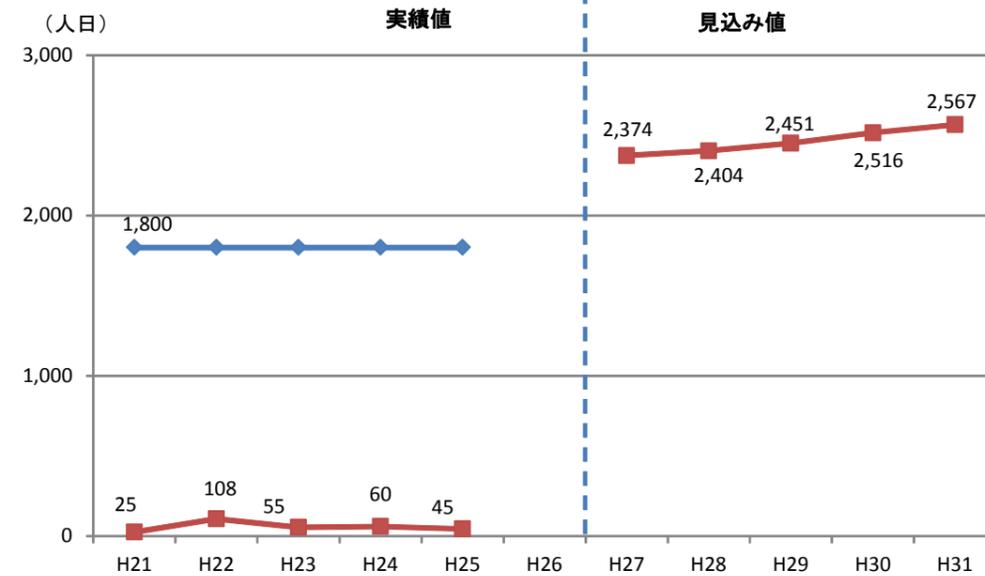
区内の在住の2歳以上12歳（小学6年生）までの児童
病気や出産の入院、家族の介護、事故や災害、冠婚葬祭の出席、仕事（残業や出張等）、その他特別な事情による場合に利用可能。

【事業内容】

星美ホームに委託し、児童の食事その他身の回りの世話をする

④ 事業量の実績と見込み

<子育て短期支援事業（ショートステイ）延日数>



<実績>

- ・定員：1日当たり5名×360日
- ・利用延日数：利用実績日数

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・就学前調査では、「この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはあったか」について、「ショートステイを利用した」の割合が1.3%と低く、また、「仕方なく子どもだけ留守番させた」の割合についても0.8%と低くなっている。
- ・就学児童では「ショートステイを利用した」の割合が0.6%と低く、「仕方なく子どもだけ留守番させた」の割合についても7.6%となっている。
- ・ショートステイのニーズは、「ショートステイを利用した」と「仕方なく子どもだけ留守番させた」の両方を合わせたニーズのため、就学児童のニーズが高く出ている。

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではないが、ひとり親家庭の増加や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が見込まれる。
利用のための要件が、入院や出張、冠婚葬祭等に限定されており、かつ1週間前までに申し込み、審査を受ける必要があるため、利用のハードルが高く感じられる面がある。今後、ケースによっては利用要件を弾力化して受け付けることも検討の余地がある。
- また、対象者の範囲についても、2歳から小学6年生までであるのを拡大する検討も必要である。

⑧ 確保方策（案）

単位：人日

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ショートステイ					

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

6 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）

② 新制度概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】

子育てと仕事の両立及び在宅で子育てをしている家庭への支援を目的に、子育て経験者など育児のサポートができる区民を募り、保育園等への送迎や一時保育など多様な保育ニーズに対応するとともに、地域住民の協力、連携のもとに、地域での子育て支援づくりを推進する。

【対象者】

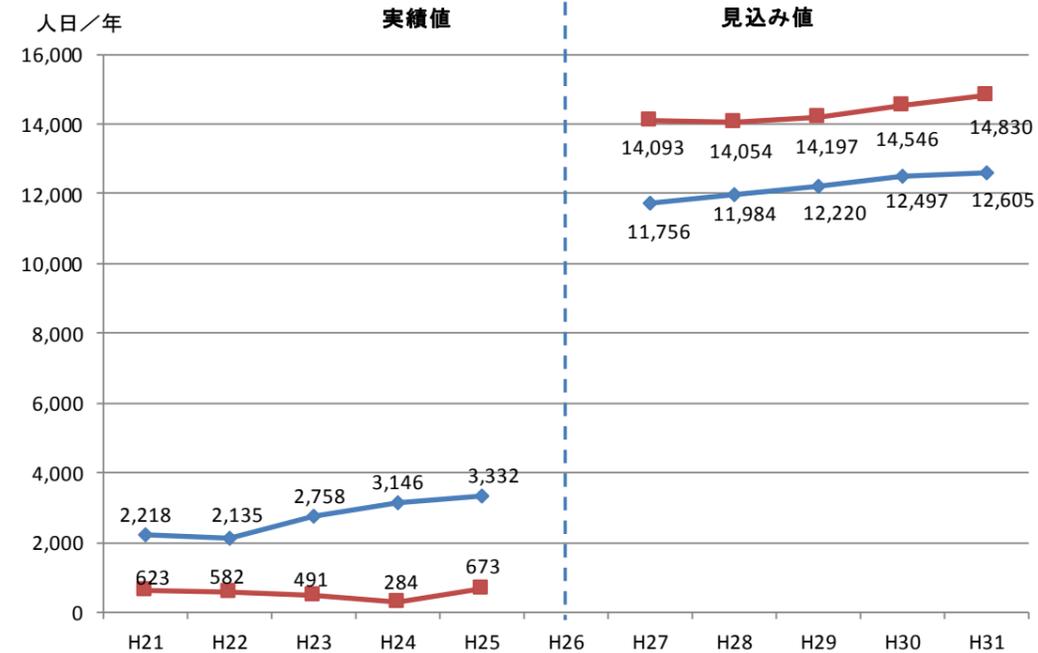
- 育児の支援を行う者（サポート会員）と育児の支援を受ける者（ファミリー会員）とで構成する。
- サポート会員：区内在住の20歳以上の健康な方で、サポート会員養成講座を修了し、登録された方。
 - ファミリー会員：産休明け（生後57日）～小学6年生までのお子さんを子育てしている方

【事業内容】

- ・児童の一時的な保育
- ・保育園等への送迎 等

④ 事業量の実績と見込み

<子育て援助活動支援事業 延日数>



<実績>

- ・低学年：6～9歳の利用延日数
 - ・高学年：10～12歳の利用延日数
- ※ニーズ調査による見込み算出が就学児のみの対象であるため。

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

・就学前児童調査におけるファミリー・サポート・センター事業の利用ニーズは低学年で1.6%、高学年で1.3%となっており、週あたりの利用日数は低学年が「1日」が2件、「5日」が1件、高学年が「1日」、「3日」、「5日」がそれぞれ1件ずつとなっている。

⑧ 確保方策（案）

単位：人日/年

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミサポ					

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

・「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業である。利用内容の多くが、保育園・幼稚園・学童クラブ・特別支援学級への送り迎えであり、幼少人口の増加に伴い利用者は増えることが見込まれる。安定したサポート会員（育児の支援を行う者）の確保が今後の課題である。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

② 新制度概要

④ 事業量の実績と見込み

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

7 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。

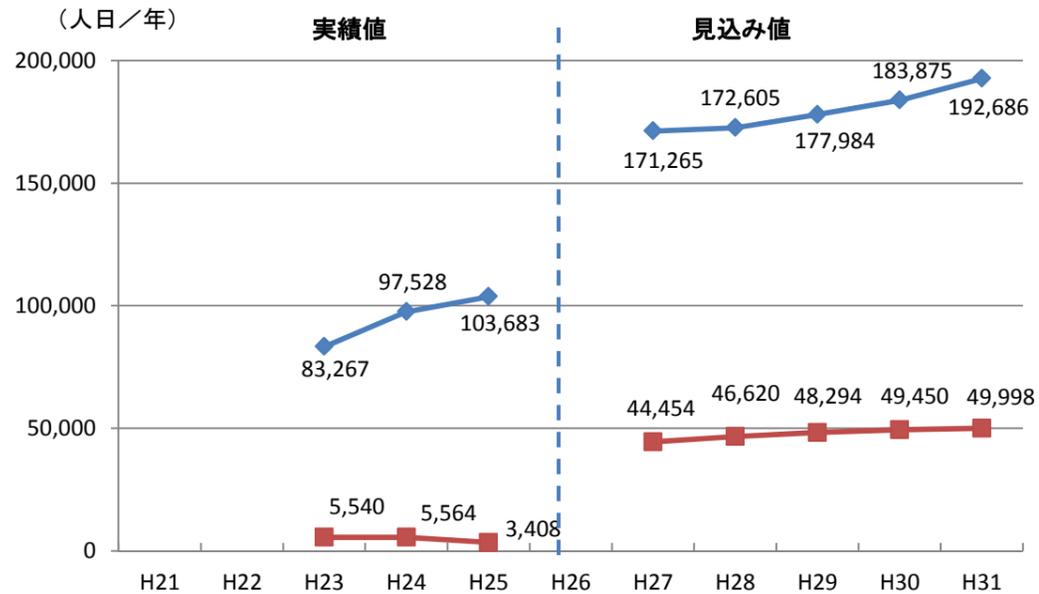
③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】
 (一時預かり保育)
 家庭で育児をしている保護者の方が、用事や休養等により、一時的に保育を必要とするお子さんを預かる。
 (緊急保育)
 緊急に保育を必要とするお子さんを預かる。
 (幼稚園の預かり保育)
 通常の教育時間の終了後や長期休暇中にお子さんを預かる。

【対象者】
 (一時預かり保育)
 北区に住所を有し、8か月から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さん
 (緊急保育)
 北区に住所を有し、各実施区立保育園の入園可能な月齢から就学前までの健康で集団保育が可能なお子さん
 (幼稚園の預かり保育)
 区内私立幼稚園に在園しているお子さん

【事業内容】
 (一時預かり保育)
 事業目的と同様
 ※北区では、私立認可保育所および区立の指定管理者運営保育園で実施
 (緊急保育)
 事業目的と同様
 ※北区では、区内公立認可保育所で実施
 (幼稚園の預かり保育)
 事業目的と同様
 ※私立幼稚園全園で実施

<一時預かり事業 延日数>



<実績>
補助金の申請状況から算出。

<見込み>
ニーズ調査結果により算出。

- ・「日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか」という問いについて、「利用していない」が76.0%と最も高いが、21.9%の保護者は一時預かり事業を必要としている。
- ・利用している事業のうち、「幼稚園の預かり保育」が9.7%と高いことから、教育時間終了後の一時預かりのニーズの高さがうかがえる。
- ・「利用していない」と回答した方で、その理由として、「特に利用する必要がない」が71.2%と最も高いが、「事業の利用方法（手続き等）が分からない」が18.9%あることから、利用方法の周知が必要である。

⑧ 確保方策（案）

単位：人日/年

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号幼稚園					
2号幼稚園					
上記以外					

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・ニーズや地域の実情を踏まえて、利用方法の周知等についても工夫を重ねながら、実施していく。

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

8

時間外保育事業
(延長保育事業)

② 新制度概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】

保護者の勤務・通勤時間の都合で、週3日または月12日以上、午後6時15分までにお迎えに来ることができない家庭の、満1歳以上のお子さんを対象として保育を行う。

【対象者】

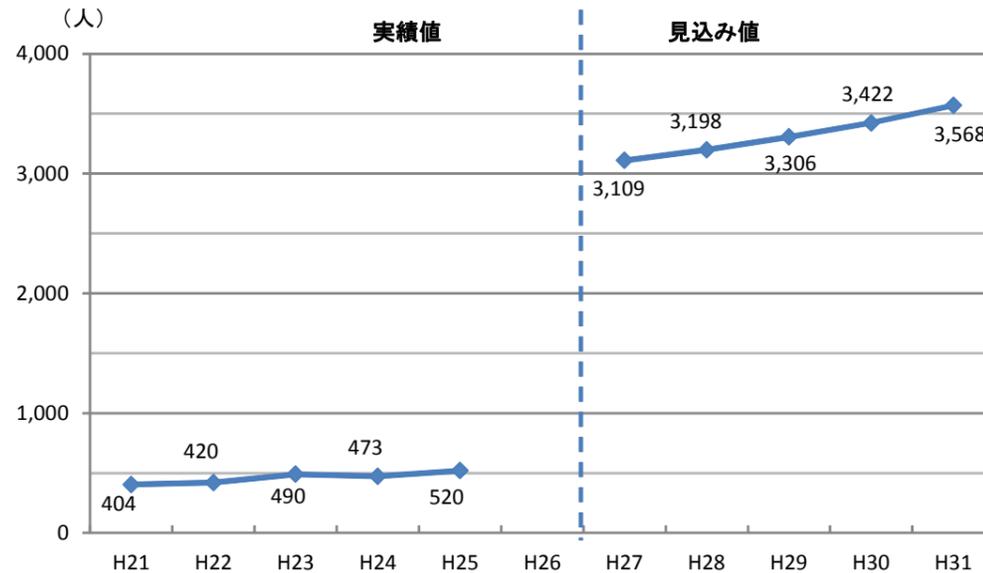
同上

【事業内容】

- 1時間保育：午後6時15分～7時15分（補食）
- 2時間保育：午後6時15分～8時15分
（夕食提供）
- 3時間以上：午後6時15分～9時15分
を基本とする。

③ 事業量の実績と見込み

＜時間外保育事業 (延長保育事業) 利用者数＞



＜実績＞

各年10月の実績数
区立保育園：登録者数
私立保育園：週平均利用者数

＜見込み＞

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

・平日に定期的に利用している教育・保育の事業の現在の利用終了時間は、「18時台」以降の割合が34.1%となっている。一方で、希望の利用終了時間は、「18時台」以降の割合が33.8%となっており、時間数についてのニーズはおおむね現状どおりであることが分かる。

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

・現在区内の認可保育所で、午後9時15分まで延長保育の受入れをしている。今後は、利用者のニーズを注視しながら、さらなる事業の充実を検討していく。

⑧ 確保方策（案）

単位：人

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外					

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

9

病児病後児保育事業

② 新制度概要

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】

仕事などの事由により、病気の回復期にあるお子さんの世話ができない保護者によってお預かりする。

【対象者】

病気の回復期にあるお子さんとその保護者（病後児保育）

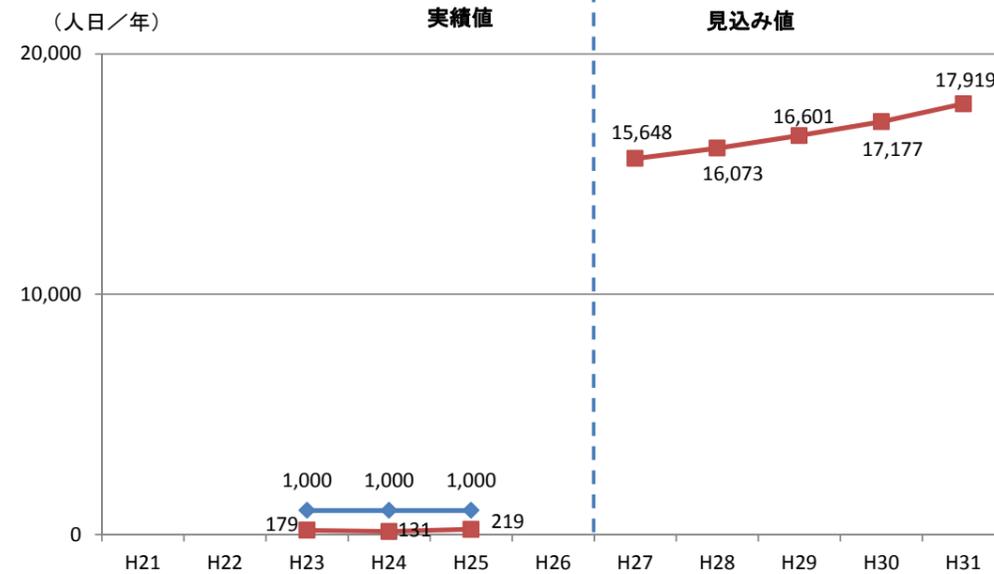
※但し、事前の登録等が必要

【事業内容】

キッズタウン東十条保育園の病後児保育室で、月一金曜の8:00-18:00の間に実施。

④ 事業量の実績と見込み

<病児・病後児保育事業 延日数>



<実績>

病後児保育のみ

- ・定員：1日4人×250日(平日)
- ・利用人日：利用実績回数

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・「この1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか」との問いについて、「あった」が75.3%となっている。その対処方法として、「病児・病後児の保育を利用した」人は2.5%とごくわずかであり、多くが「母親が休んで子どもを見た」と72.3%と回答していることから、多くの保護者は、緊急的に家庭での保育を実施していることが分かる。
- ・「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答は46.1%と高い。

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・保護者の就労形態の多様化により、病児保育に対するニーズが高まっているが、医師との連携や施設整備等の問題点もある。平成27年度に利用料金助成型病児保育事業が開始予定であるが、施設型病児保育との利便性等含め、引き続き検討が必要である。

⑧ 確保方策（案）

単位：人日/年

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
就学前					
小学生					

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」ワークシート

① 事業名

10

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

② 新制度概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

③ 区の事業の概要（現行）

【事業目的】

放課後帰宅しても保護者が就労などのため留守になる家庭、または疾病などの理由により昼間家庭で適切な保護ができない家庭の児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る。

【対象者】

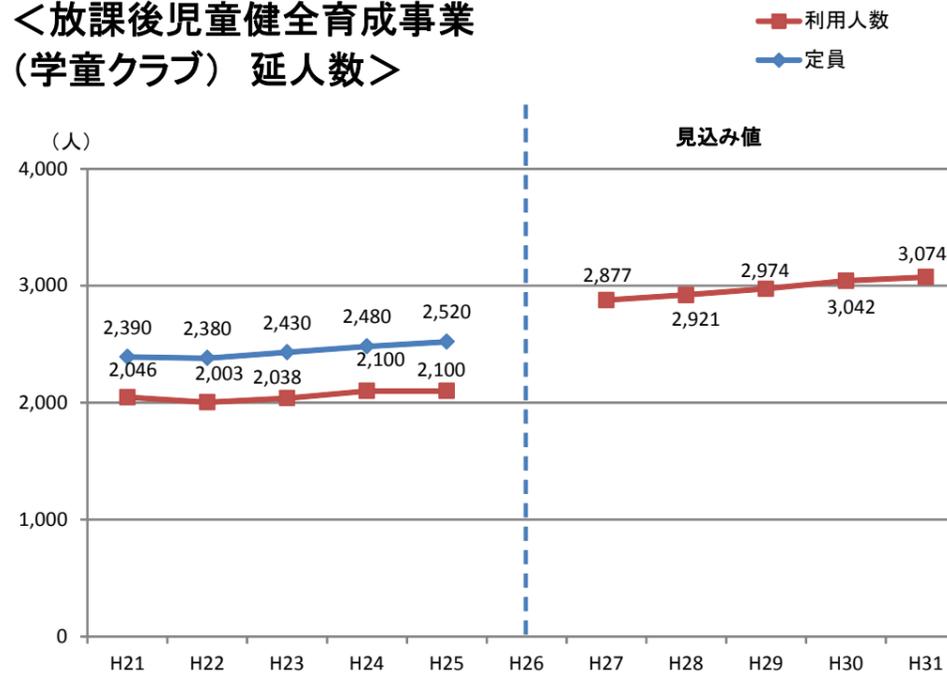
区内の小学校に在籍する児童または区内に居住し区外の小学校に在籍する児童で、保護者が就労等のために留守になる家庭の1年生から3年生までの児童。

【事業内容】

育成時間 学校開校日 放課後～18：00
 学校休業日 8：45～18：00
 （一部クラブは19：00まで）

④ 事業量の実績と見込み

<放課後児童健全育成事業（学童クラブ）延人数>



<実績>

- 定員：4月1日定員数
- 利用人数：4月1日登録児童数

<見込み>

ニーズ調査結果により算出。

⑥ アンケートからとらえた現状とニーズ

- ・就学前児童調査における学童クラブ（学童保育）の利用ニーズは、1～3年生では51.3%、4～6年生では28.9%となっていることから、低学年と高学年の利用ニーズが大きく違うことが分かる。
- ・利用日数についても、1～3年生で「5日」の割合が71.8%、4～6年生で「5日」の割合が50.0%となっている。
- ・就学児童調査における、学童クラブ（学童保育）の利用状況は、「利用している」の割合が17.6%となっており、利用していない人のうち、「今後も利用しない」の割合は83.8%となっている。

⑦ 今後に向けての方向性と留意点

- ・新基準に掲げる、従事者施設・設備、開所に係る基準については、現状でほぼ満たしている。
- ・現在は3年生までを対象としているが、待機児童が発生している状況であるため、まずは待機児童の解消に最優先で取り組む。
- ・受入対象年齢の拡大については、放課後子どもプランや児童館など、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業とも連携し、必要な者が支援を受けられるよう検討していく。

⑧ 確保方策（案）

単位：人

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1～4年生					
5・6年生					

(仮称) 北区次世代育成支援計画 (案)



計画名 (事務局案)

- 北区子ども・子育て支援計画 2015
- 北区子ども・子育て応援計画
- 北区子ども計画
- 北区子ども・かがやき計画
- 北区次世代育成支援計画

目次

第1章 計画の策定にあたって
1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定方法
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題
1. 子ども人口の現状
2. 教育・保育施設の現状
3. 地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業の現状
4. 女性の就労状況
5. 子ども・子育てを取り巻く課題
第3章 計画の基本的な考え方
1. 基本理念
2. 基本的な視点と基本方針
第4章 次世代育成支援行動計画
1. 計画の体系
2. 施策目標と個別目標別事業
(1) 家庭の育てる力を支援
□保育ニーズに対応した支援サービスの強化
□子育てに関する相談・情報提供の充実
□親育ちへの支援
□安心できる妊娠・出産・子育てへの支援
□経済的負担の軽減
(2) 子育て家庭を支援する地域づくり
□地域における子育て家庭への支援
□健やかに育ち、育てる地域活動の促進
□地域における子育てネットワークの育成・支援
□地域づくりのための人材育成の推進
□子どもの安全を確保する活動の推進

- (3) 未来を担う人づくり……………
- 就学前教育の充実……………
- 教育の場における子育ての支援……………
- 自己実現の場と体験機会の提供……………
- こころとからだの健全な成長への支援……………
- 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保……………
- (4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援……………
- 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援……………
- ひとり親家庭への支援……………
- 障害のある子どもと家庭への支援……………
- 生活困窮家庭への支援……………
- (5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり……………
- 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備……………
- 男女が共に担う子育ての推進……………

第5章 子ども・子育て支援事業計画……………

- 1. 区域設定……………
- 2. 人口推計
- 3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

第6章 計画の推進に向けて……………

- 1. 計画の推進状況の把握……………
- 2. 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化……………
- 3. 多様な主体が担う新たな仕組みの構築……………
- 4. 効果的な行政運営の推進……………
- 5. サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり……………
- 6. 国・都への要望……………

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急激に進んでいます。平成24年（2012年）の全国の出生数は103.7万人（対前年度比1.3万人減）、合計特殊出生率は1.41となっており微増傾向ではあるものの、なお低い水準にとどまっており、東京都と北区はともに1.09とさらに低い水準となっています。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会・子ども自身が自己肯定感をもちながら、自ら育つ力を大切にできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

北区においては、平成17年度から、北区次世代育成支援行動計画をもとに、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする方の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して、取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

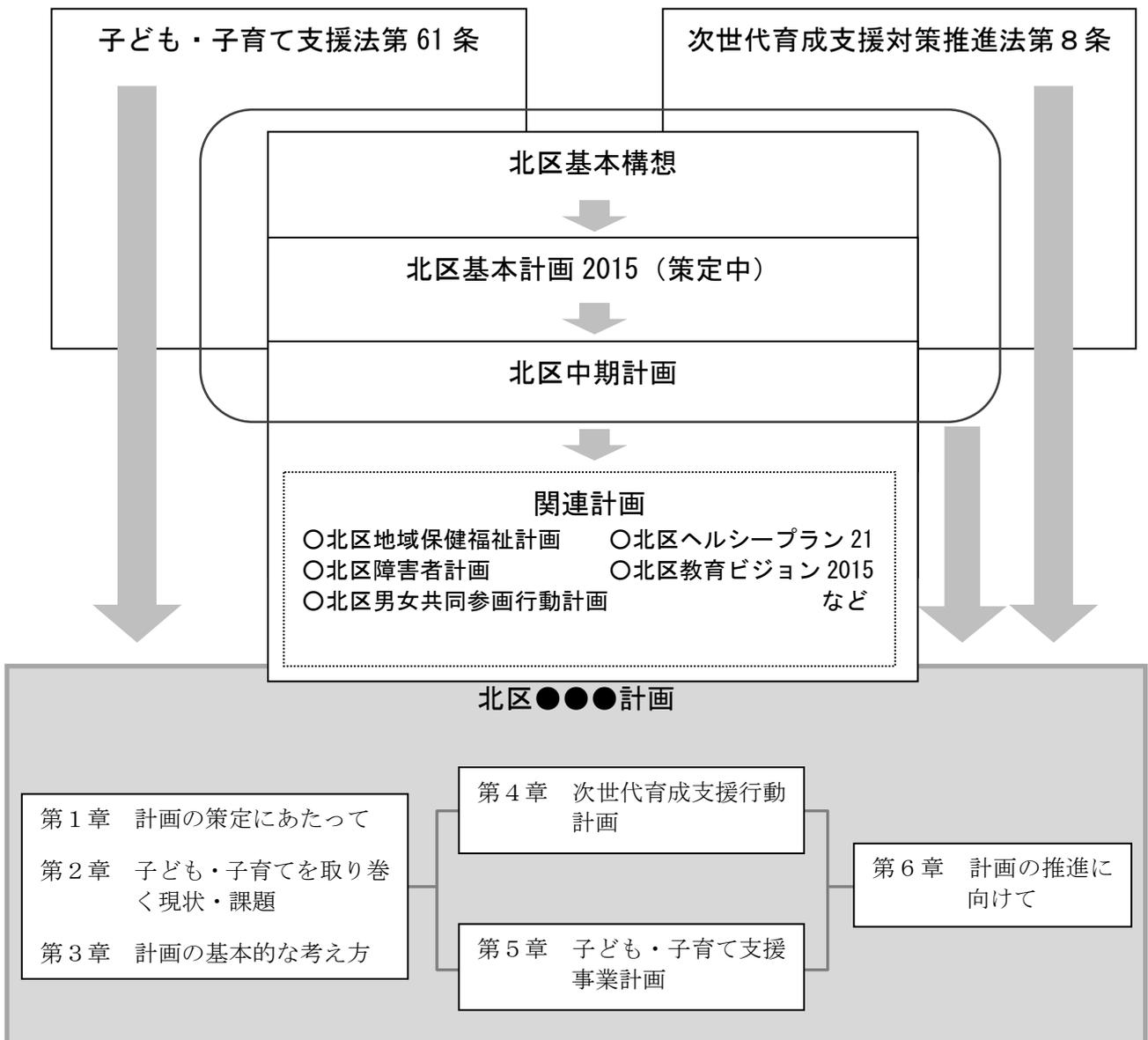
このような課題に対応し、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会にしていくためにも、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援するための新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、国は平成24年（2012年）8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法を公布しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

これらを踏まえ、北区では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするため「北区●●●計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

- この計画は、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための「北区取り組み」として位置づけます。
- この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画と「子ども子育て支援法」による子ども子育て支援事業計画を内包する計画として策定するとともに、北区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。
- この計画は、地域福祉計画、男女共同参画プランをはじめ、他の計画などとの整合を図るものとし、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。

4 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生等に対して、生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5 歳）及び就学児童（6～11 歳）の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯、12～18 歳の区民、小学校 5 年生を対象として、「北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を平成 25 年度に実施しました。

(2) 「北区子ども・子育て会議」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状・課題

【北区全域図】



A	浮間地区	浮間1～5丁目
B	赤羽西地区	赤羽北1～3丁目・桐ヶ丘1～2丁目・赤羽台1～4丁目・赤羽西1～6丁目・西が丘1～3丁目・上十条5丁目・十条仲原3～4丁目・中十条4丁目
C	赤羽東地区	赤羽1～3丁目・岩淵町・志茂1～5丁目・赤羽南1～2丁目・神谷2～3丁目・東十条5～6丁目
D	王子西地区	上十条1～4丁目・十条仲原1～2丁目・中十条1～3丁目・岸町1～2丁目・十条台1～2丁目・王子本町1～3丁目・滝野川4丁目
E	王子東地区	東十条1～4丁目・神谷1丁目・王子1～6丁目・豊島1～8丁目
F	滝野川西地区	滝野川1～3丁目・滝野川5～7丁目・西ヶ原1～4丁目・上中里1丁目・中里1～3丁目・田端1～6丁目
G	滝野川東地区	堀船1～4丁目・栄町・上中里2～3丁目・昭和町1～3丁目・東田端1～2丁目・田端新町1～3丁目

1 子ども人口の現状

(1) 人口の現状

○人口の推移から、年少人口（0～14歳）は年々増加している傾向がみられます。地区別では、浮間地区の年少人口（0～14歳）割合が他地区に比べ、高くなっています。

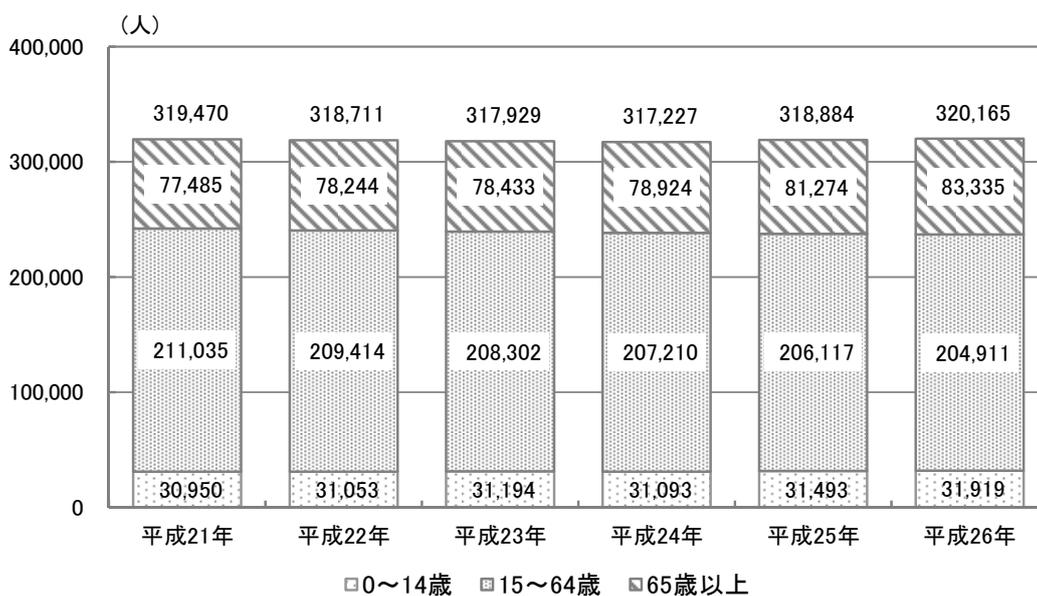
○年齢別就学前児童数は、全域では、0歳、1歳、2歳で年々増加している傾向がみられます。地区別では、赤羽西地区の0歳人口の割合が他地区に比べ、低くなっています。

○北区の合計特殊出生率は、微増傾向にあるものの、国、都の率を下回っています。

○社会動態（転入に伴う人口の動き）は、平成20年、24年において、転入数が転出数を大きく上回っています。

ア 北区における人口の推移

図 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
※平成25、26年については外国人人口を除く。

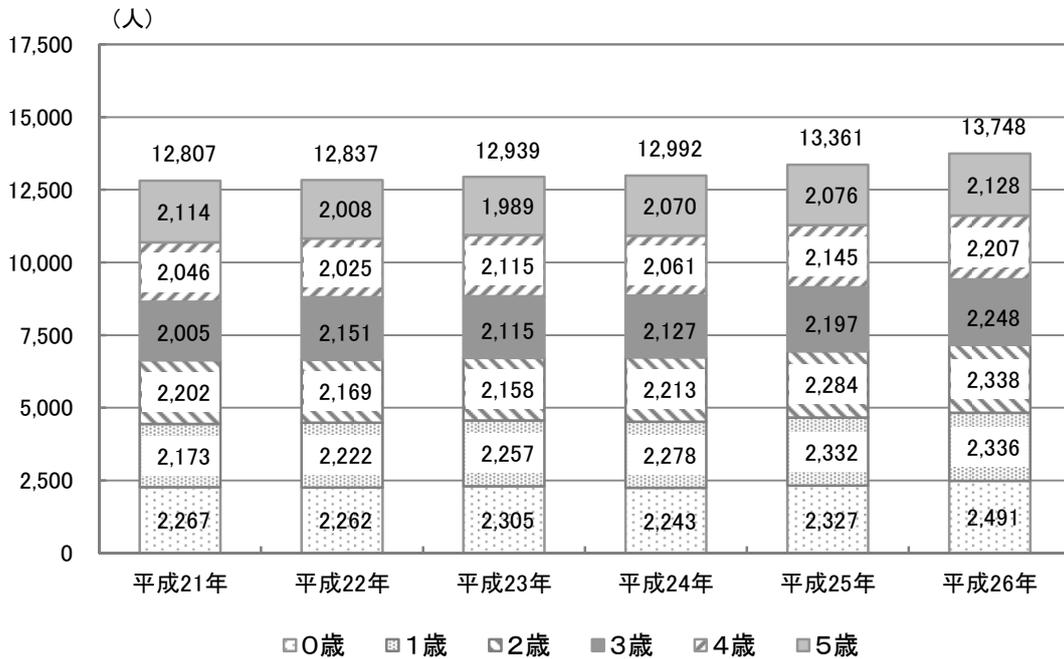
表 3 区分年齢別の地区別人数・割合

	浮間	赤羽西	赤羽東	王子西	王子東	滝野川西	滝野川東
0～14 歳	3,294 (14.5%)	6,594 (10.6%)	4,838 (9.3%)	2,608 (8.3%)	6,694 (10.1%)	6,712 (9.5%)	2,580 (8.6%)
15～64 歳	14,959 (65.6%)	37,186 (60.0%)	34,717 (66.8%)	20,578 (65.1%)	43,480 (65.2%)	47,400 (66.8%)	19,641 (65.7%)
65 歳以上	4,539 (19.9%)	18,189 (29.4%)	12,412 (23.9%)	8,422 (26.6%)	16,489 (24.7%)	16,819 (23.7%)	7,667 (25.7%)
合 計	22,792	61,969	51,967	31,608	66,663	70,931	29,888

資料:住民基本台帳(平成26年4月1日現在)

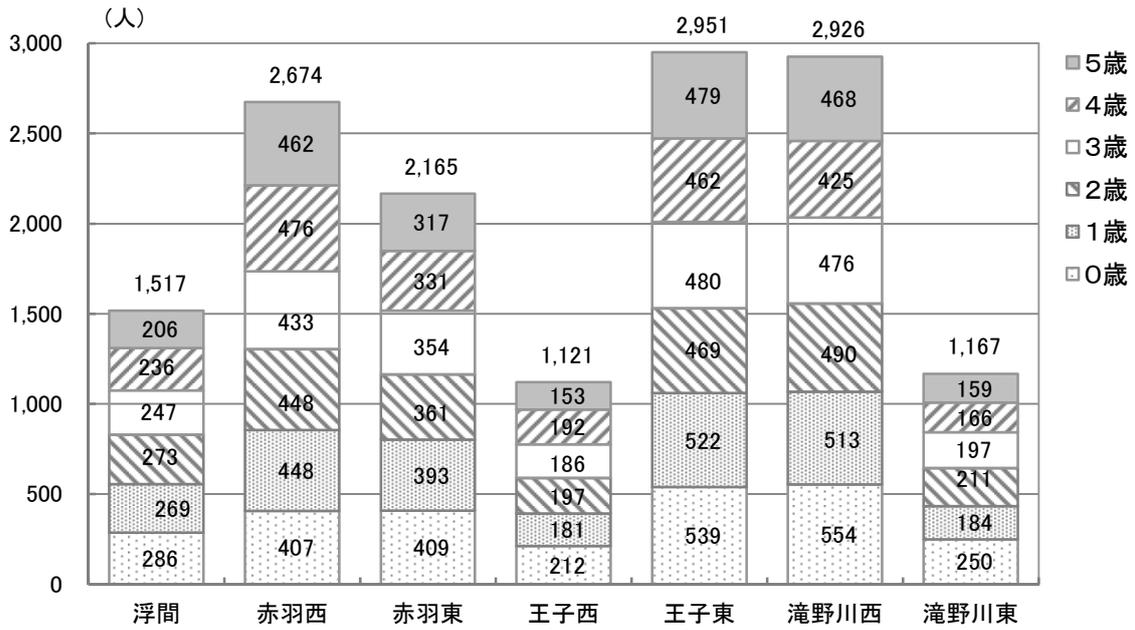
イ 北区における年齢別就学前児童数の推移

図 年齢別就学前児童数の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

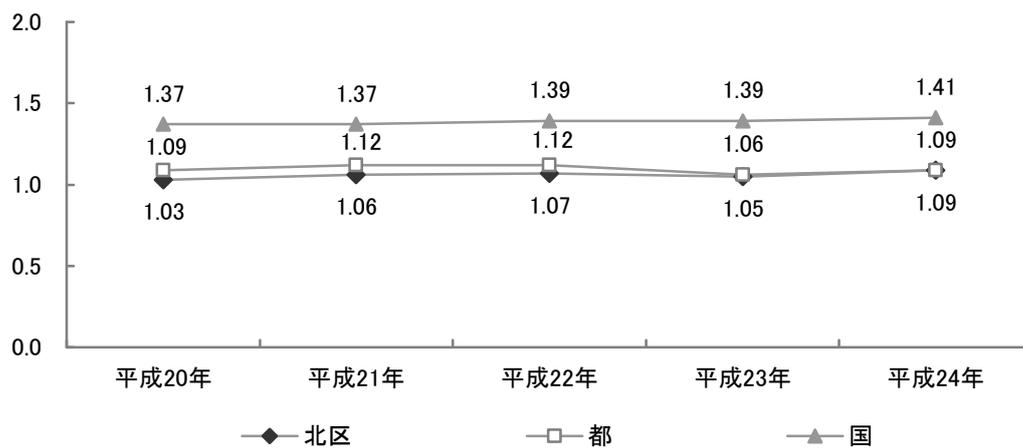
図 地区別の年齢別就学前児童数（平成 26 年 4 月 1 日現在）



資料：住民基本台帳（平成 26 年 4 月 1 日現在）

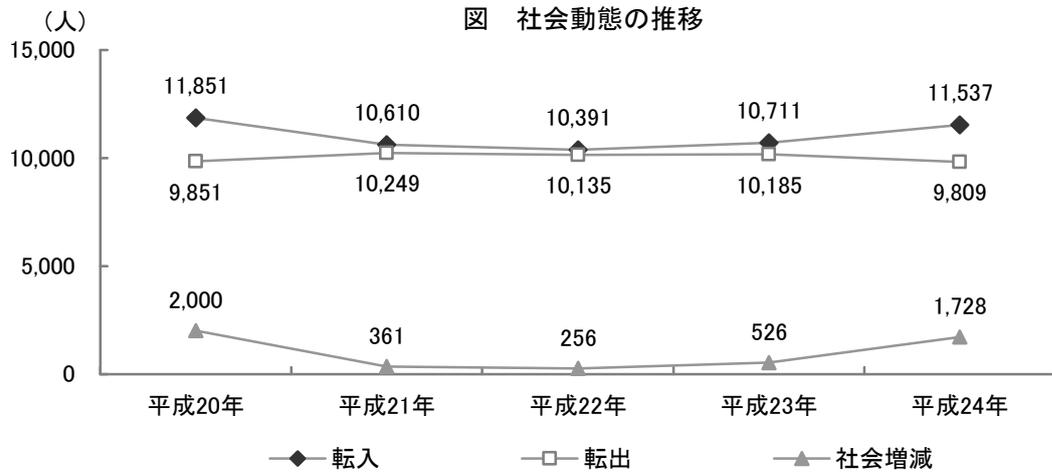
ウ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

図 合計特殊出生率の推移・比較



資料：厚生労働省「人口動態統計」東京都「人口動態統計」

エ 北区における社会動態

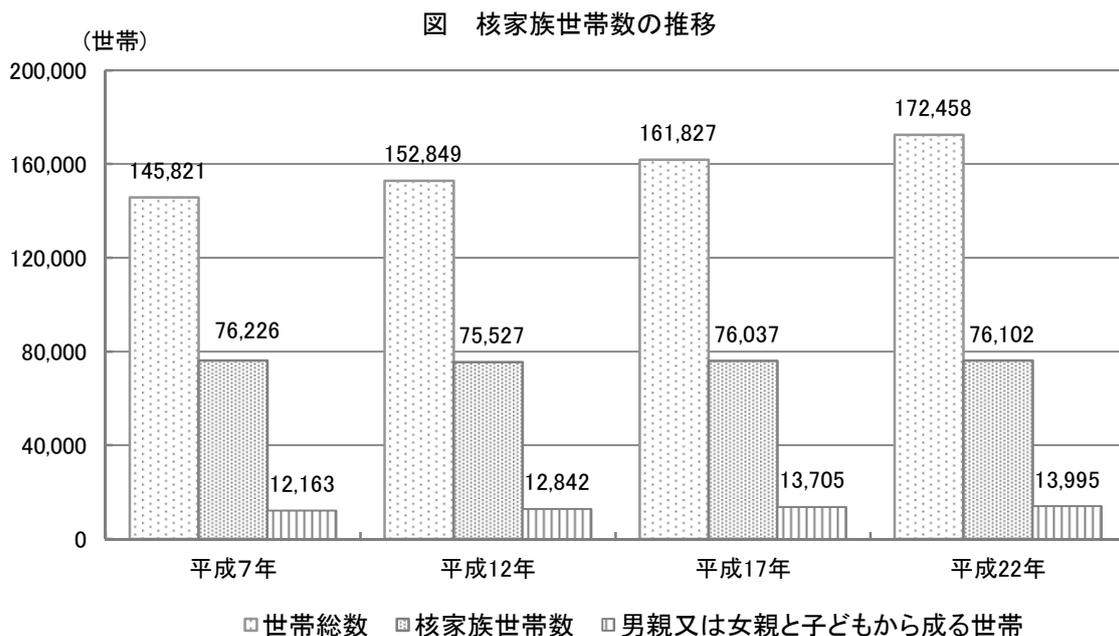


資料：東京都「東京福祉保健局年報」

(2) 世帯の現状

○核家族世帯数は、単身世帯の増加により年々増加しています。

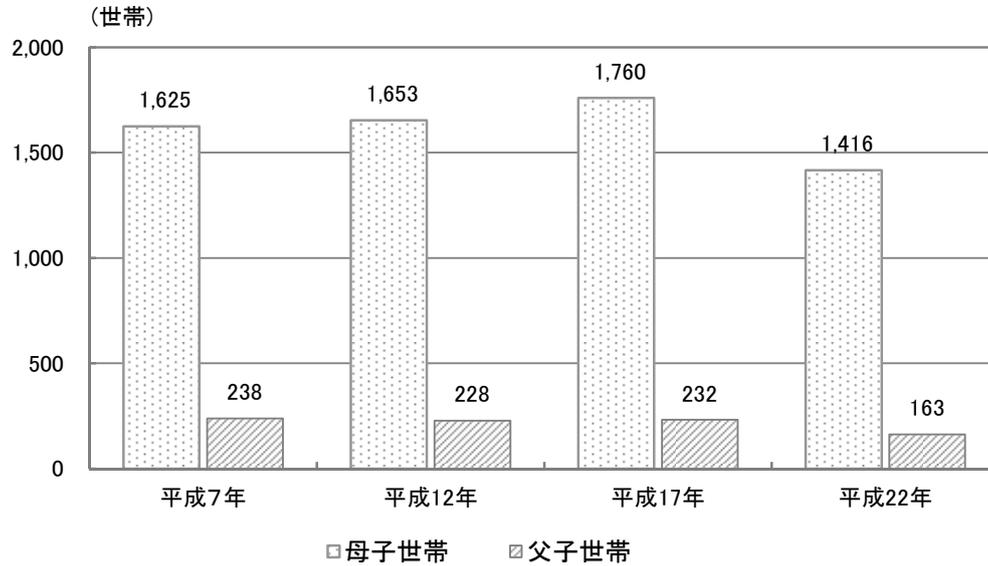
ア 北区における核家族世帯数の推移



資料：国勢調査

イ 北区における母子世帯・父子世帯数の推移

図 母子世帯・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

※注) 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親又は男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

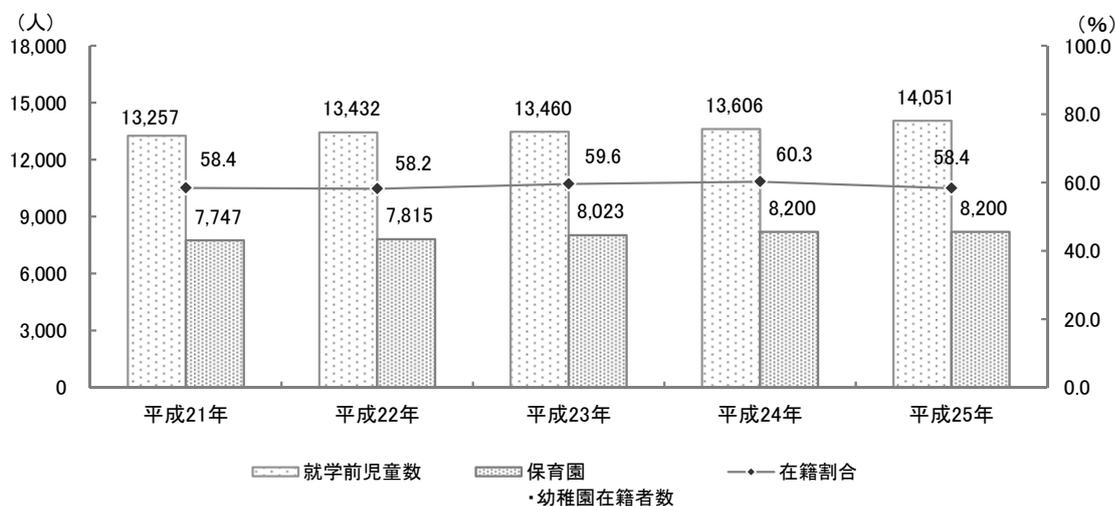
2 教育・保育施設の現状

(1) 認可保育園・幼稚園の現状

- 就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向がみられます。
- 各歳児の公立保育園及び私立保育園在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向がみられます。
- 待機児童数の推移は、平成24年では33名と減少したものの、平成25年に再び125名と増加に転じ、さらに平成26年では69名と減少しました。
- 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移は、大きな差異はみられません。
- 各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移は、すべてで年々増加している傾向がみられます。

ア 北区における就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数

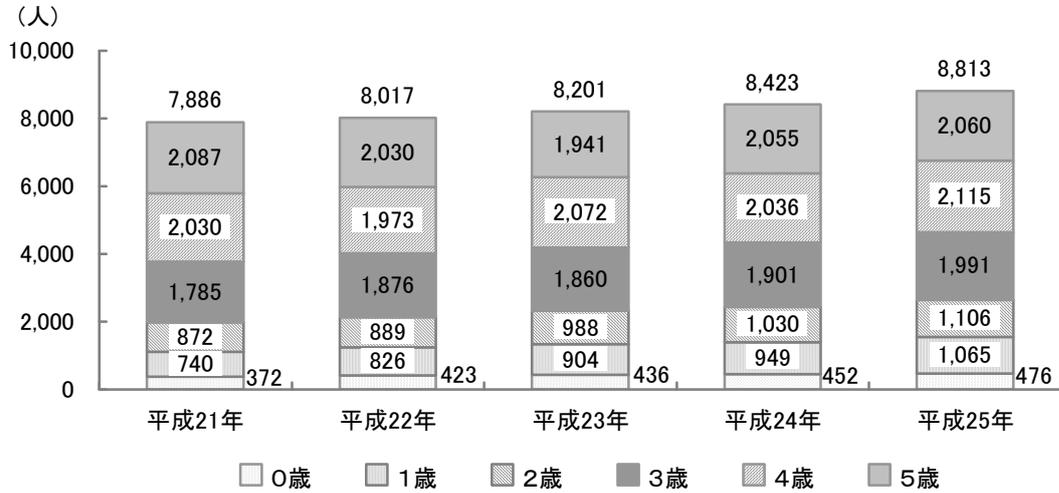
図 就学前児童数と認可保育園・幼稚園の在籍者数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、私立幼稚園（区外）は、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」の補助利用者数、公私立保育園（区外）は、管外委託児童数から算出
 ※北区内、北区域外利用者を含む

イ 北区における各歳児の施設在籍者数

図 北区における各歳児の施設在籍者数の推移



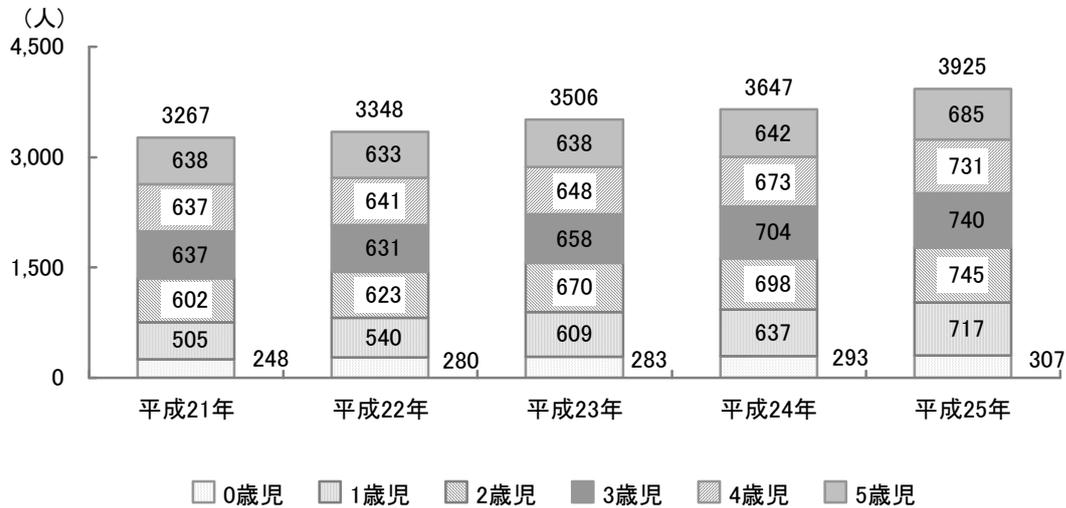
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、私立幼稚園（区外）は、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」の補助利用者数、外国人学校は、「外国人学校児童生徒保護者負担費」の補助利用者から算出。公私立保育園（区外）は、管外委託児童数から算出。認証保育園の区外利用者は、認証保育園運営費交付決定の区外施設分。保育室の区外利用者は、「認証保育園等保育料補助」の補助利用者数。

※北区内、北区域外利用者を含む

(2) 認可保育園の現状

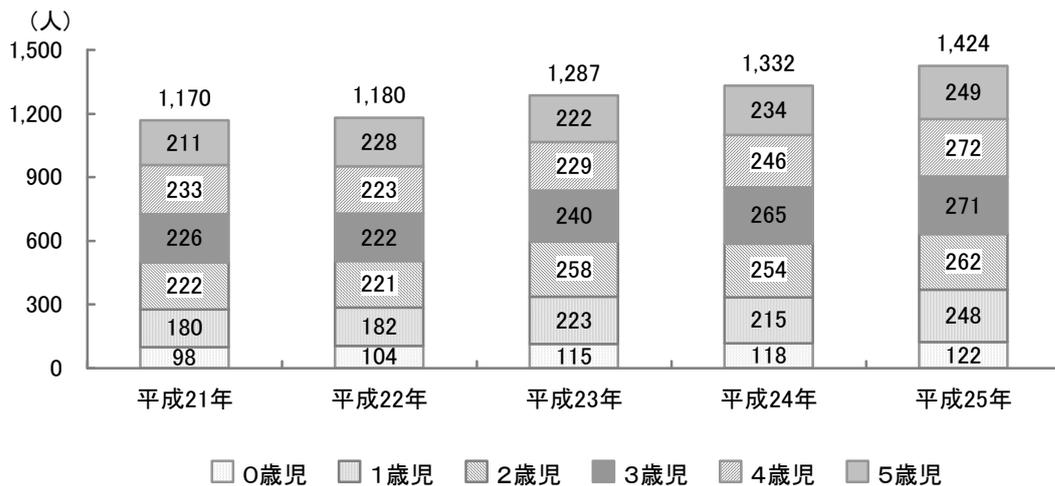
ア 北区における各歳児の保育園在籍者数

図 各歳児の公立保育園在籍者数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、私立保育園（区外）は、
管外委託児童数から算出
※北区内、北区域外利用者を含む

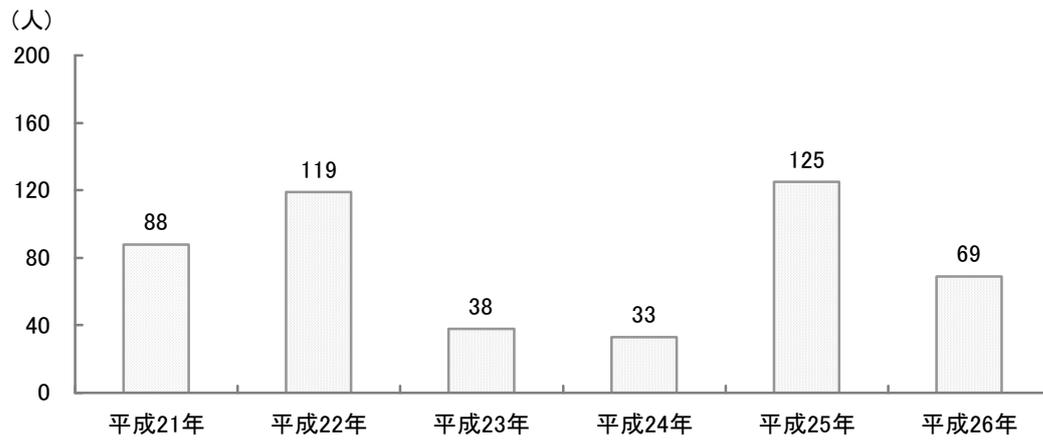
図 各歳児の私立保育園在籍者数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、私立保育園（区外）は、
管外委託児童数から算出
※北区内、北区域外利用者を含む

イ 北区における待機児童数の推移

図 待機児童数の推移

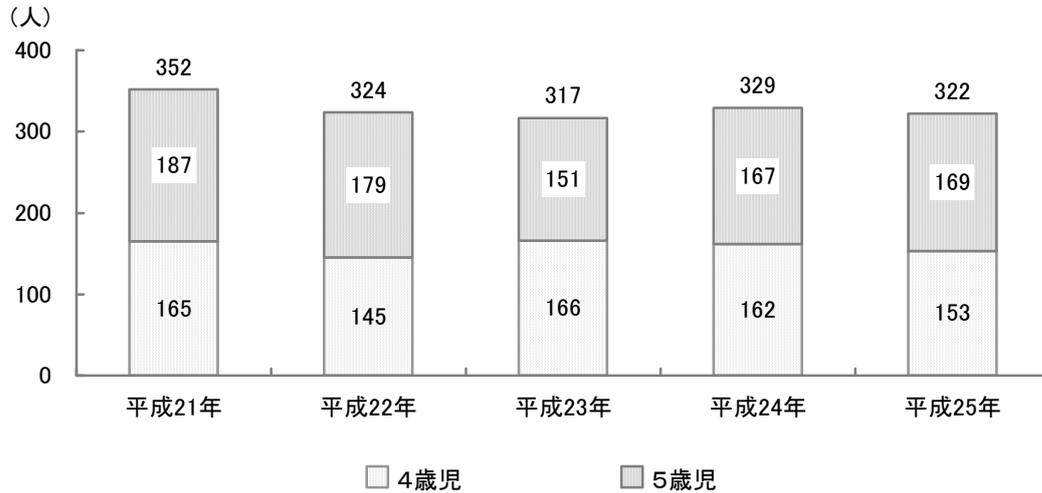


資料：保育課集計

(3) 幼稚園のまとめ

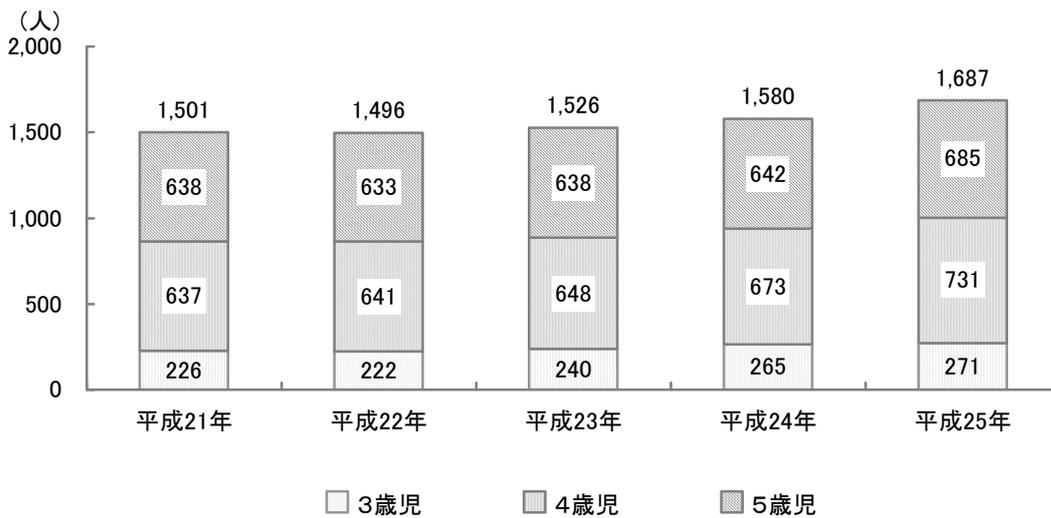
ア 北区における各歳児の幼稚園在籍者数

図 各歳児の区立幼稚園在籍者数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図 北区における各歳児の私立幼稚園在籍者数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）、私立幼稚園（区外）は、「私立幼稚園等保護者負担軽減事業費」の補助利用者数から算出
 ※北区内、北区域外利用者を含む

3 地域の実情に応じた地域子育て支援事業の現状

(1) 時間外保育事業

通常保育の利用者に対し、通常の保育時間を超えて延長して保育を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人)	404	420	490	473	520

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者等の就労のため、放課後、家庭での保護が受けることのできない小学生児童に対し、児童館や学校の余裕教室、公民館などで、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
定員(人)	2,390	2,380	2,430	2,480	2,520
利用者数(人)	2,046	2,003	2,038	2,100	2,100

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
定員(人日/年)	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
利用者数(人日/年)	25	108	55	60	45

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言、サービス提供者と利用者との間の連絡調整を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供しています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人回/年)		321,618	325,121	343,223	352,919

(5) 一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産、冠婚葬祭等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育園や幼稚園で子どもを預かっています。

①幼稚園の預かり保育

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数(人日/年)			83,267	97,528	103,683

②一時預かり保育、緊急保育、ファミリー・サポート・センター（就学前）、トワイライトステイ

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
定員(人日/年)		43,800	47,100	48,000	49,200
利用者数(人日/年)		4,717	5,540	5,564	3,408

(6) 病児病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かっています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
定員(人日/年)			1,000	1,000	1,000
利用者数(人日/年)			179	131	219

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かっています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
利用者数 低学年(人日/年)	2,218	2,135	2,758	3,146	3,332
利用者数 高学年(人日/年)	623	582	491	284	673

(8) 妊婦健康診査

妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、母子手帳の交付を受けた方などを対象として、妊婦健康診査にかかった費用の助成を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
受診回数(回)	28,677	29,746	29,599	30,500	32,877

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

妊産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問をして、子育て等の助言や相談を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問人数(人)	1,673	1,936	2,080	2,201	2,242

(10) 養育支援訪問事業(子ども家庭支援センター実施分)

養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し、養育に関する相談及び指導を行う。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
訪問家庭数(人)	59	101	120	166	167

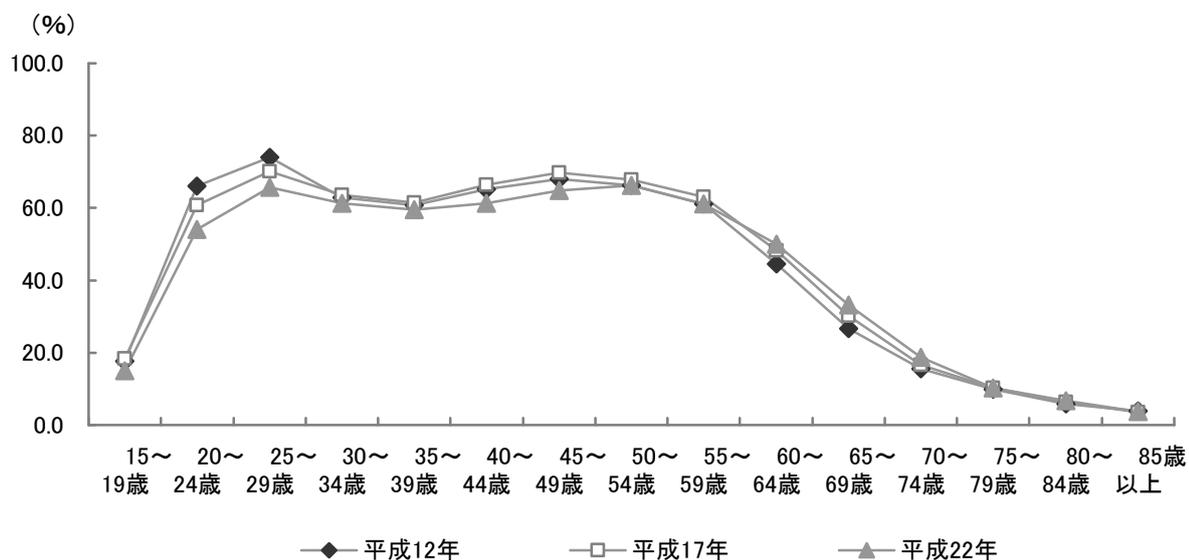
4 女性の就労状況

○女性の年齢別労働力率は、25～29歳で高くなった後、30～39歳の結婚・出産・育児にあたる年齢で一旦低下する傾向が見られますが、その程度は年々、緩やかになってきています。

○女性の未婚・既婚別労働力率の比較は、25歳から44歳で大きく違いがみられ、20ポイント以上の差が開いています。

ア 北区における女性の年齢別労働力率の推移

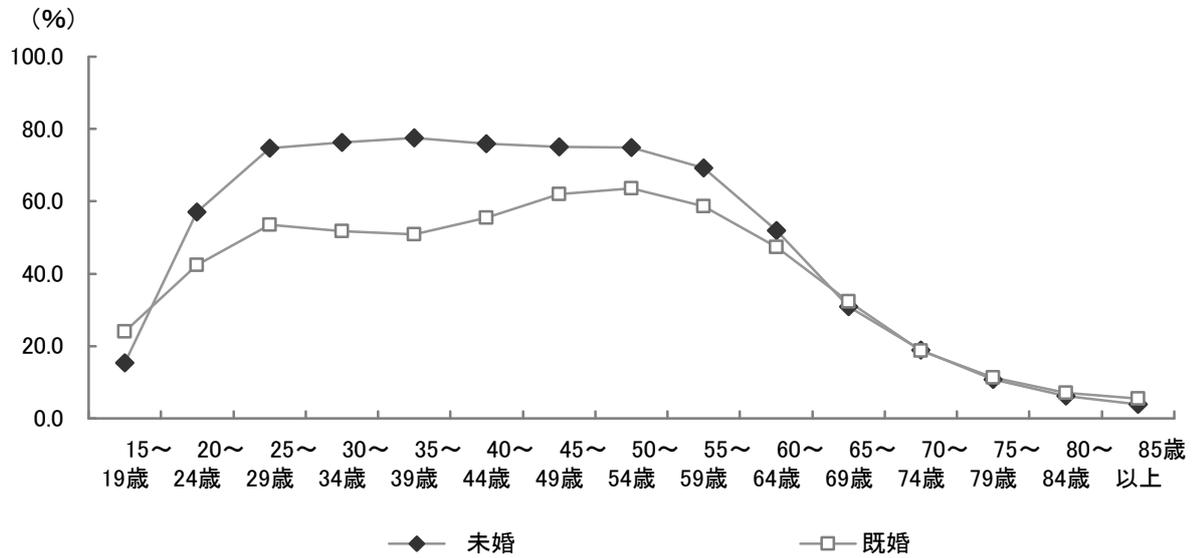
図 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

イ 北区における女性の未婚・既婚別労働力率

図 女性の未婚・既婚別労働力率の比較



資料：国勢調査

5 子ども・子育てを取り巻く課題

ニーズ調査や現状などから見えてきた課題を「子ども・子育て会議」での議論等を踏まえ、今後記述します。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち』

「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

『子どもの人権を尊重し「子どもの最善の利益」の実現を目指す』

(2) 基本方針

○ “すべて”の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

○ “まちぐるみ”での子育て支援

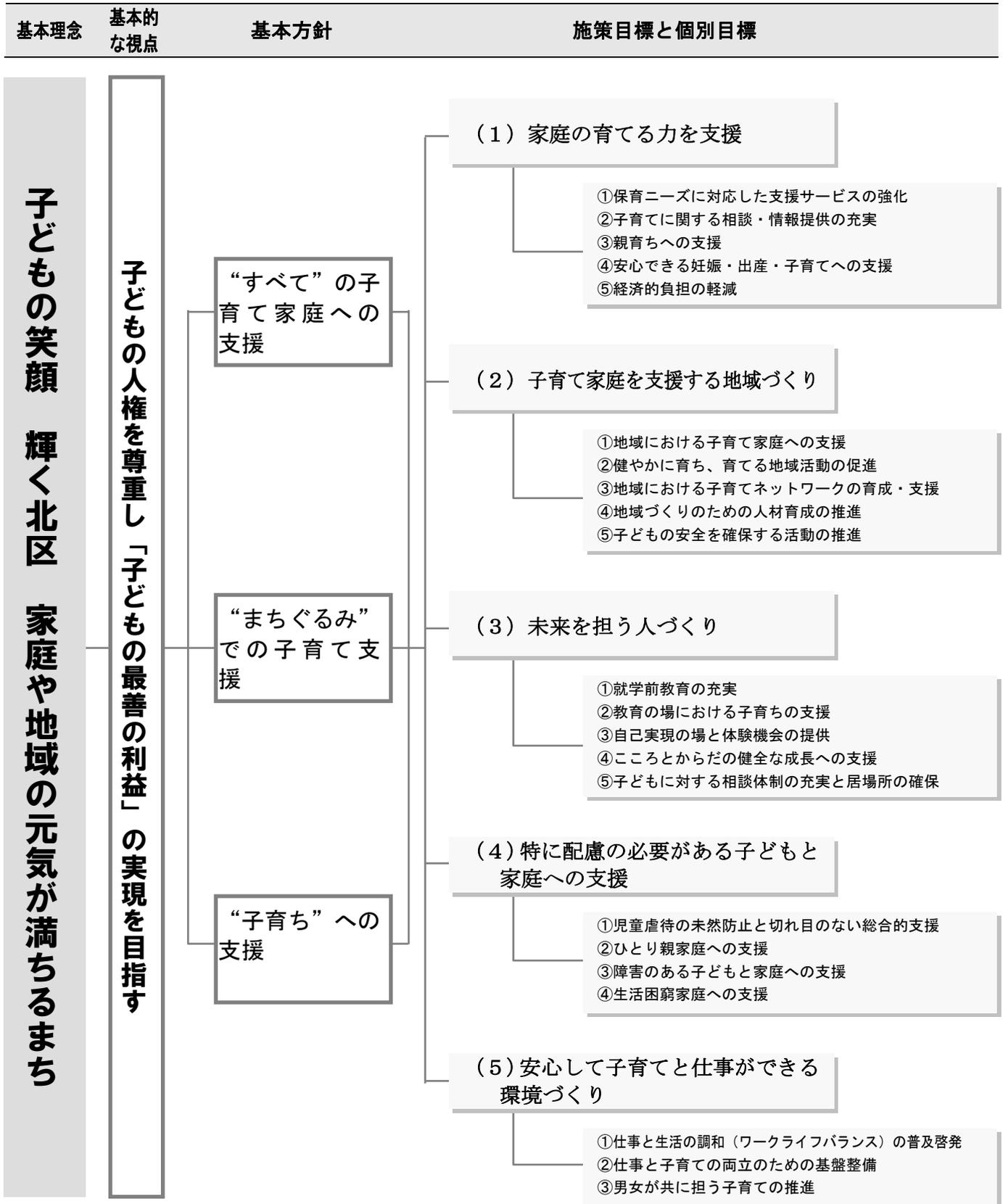
地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

○ “子育て”への支援

北区のすべての子ども対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めていきます。

第4章 次世代育成支援行動計画

1 計画の体系



2 施策目標と個別目標別事業

(1) 家庭の育てる力を支援

リード文

①保育ニーズに対応した支援サービスの強化

リード文

【主な取り組み事業】

事業名	事業内容	平成 31 年度目標

②子育てに関する相談・情報提供の充実

③親育ちへの支援

④安心できる妊娠・出産・子育てへの支援

⑤経済的負担の軽減

(2) 子育て家庭を支援する地域づくり

①地域における子育て家庭への支援

②健やかに育ち、育てる地域活動の促進

③地域における子育てネットワークの育成・支援

④地域づくりのための人材育成の推進

⑤子どもの安全を確保する活動の推進

(3) 未来を担う人づくり

①就学前教育の充実

②教育の場における子育ての支援

③自己実現の場と体験機会の提供

④こころとからだの健全な成長への支援

⑤子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- ①児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ②ひとり親家庭への支援
- ③障害のある子どもと家庭への支援
- ④生活困窮家庭への支援

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- ①仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発
- ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ③男女が共に担う子育ての推進

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として「市町村が定める区域」を定める必要があるとしています。

北区では、区域割をする考え方として、3地区または7地区という考え方があります。3地区は、昔の行政区の流れから、王子、赤羽、滝野川の3つです。それをもう少し細かく分けたものが7地区となります。

今回は、教育・保育の提供区域の設定のため、1区域が、人口10万前後となる、3つの区域（王子地区、赤羽地区、滝野川地区）を教育・保育提供区域の基本とします。

2 人口推計

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容その実施時期

第6章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進状況の把握
- 2 地域・関係機関との連携強化とネットワーク化
- 3 多様な主体が担う新たな仕組みの構築
- 4 効果的な行政運営の推進
- 5 サービスの質の向上と利用援助の仕組みづくり
- 6 国・都への要望

今後の子ども・子育て会議及び専門部会の開催スケジュール（5/21修正版）（案）

		子ども・子育て会議 （委員数：25名）	就学前教育・保育部会 （委員数：12名）	子育て支援施策部会 （委員数：19名）	備考
平成26年	1月				
	2月		2/14 ①ニーズ調査結果報告 1、②区域設定報告	2/4 ①ニーズ調査結果報告 1、②計画検討1（施策体 系）、③計画全体への意見	
	3月	3/11 ①ニーズ調査結果報告 2、②後期計画の評価、③ 計画検討2（施策体系）			
	4月		4/22 ①教育・保育の量の見 込み・確保方策1		
	5月			5/21 ①地域子ども・子育て 支援事業の量の見込み・確 保方策1、②計画検討3 （本文）	
	6月		6/20 ①教育・保育の量の 見込み・確保方策2、②区 立幼稚園の今後の方向性1		
	7月		7/25 ①区立幼稚園の今後の 方向性2	7/9 ①計画検討4（本文）	認定こど も園視察
	8月	8/5 ①量の見込み・確保方 策（総まとめ）②区立幼稚 園の今後の方向性3、③計 画検討5（本文）	下旬 ①量の見込み・確保方 策（総まとめ）②区立幼 稚園の今後の方向性2	上旬 ①計画検討5（本 文）、②各種基準の報告	
	9月	9/12 ①計画検討6（総まと め）、②各種基準の報告			中間のま とめ提出
	10月	下旬 ①パブコメ・公聴会の 実施について	上旬 ①区立幼稚園の今後の 方向性4		
11月		<p>会議、議題の進捗状況を見ながら、この間に 臨時の部会を開催する可能性あり（両部会合 わせて2～3回）。</p>		パブコメ 準備	
12月				パブコ メ・ 公聴会	
平成27年	1月	下旬 ①パブコメ・公聴会、 区議会の意見を受けて（計 画確定）	<p>会議、議題の進捗状況を見ながら、この間に 臨時の部会を開催する可能性あり（両部会合 わせて2～3回）。</p>		会派意見
	2月				計画印刷
	3月				計画配布

東京都北区子ども・子育て会議 子育て支援施策部会 部会委員名簿

構成	氏名	所属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学教授	
	半田 勝久	日本体育大学准教授	
区内団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	荒木 正信	北区民生委員児童委員協議会	
	酒井 克昌	北区立中学校PTA連合会	
	佐田 義輝	北区私立保育園理事長園長会	
	鹿田 昌宏	北区医師会	
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	堀江 眞嗣	北区私立幼稚園協会	
	松澤 喜治	北区立小学校PTA連合会	
区職員・ 関係行政機関	石塚 博	北区立小学校長会	
	小針 静江	北区立幼稚園長会	
	坂内 八重子	北区立児童館長会	
	鈴木 香奈子	東京都北児童相談所	
	橋本 やよい	北区立保育園長会	
	松本 洋人	北区立中学校長会	
区民	内海 千津子	公募委員	
	小川 公映	公募委員	
	柴田 恵理子	公募委員	

北区子ども・子育て会議・事務局名簿

役 職	氏名		出席区分		
	25年度	26年度	子ども・子育て会議	就学前教育・保育部会	子育て支援施策部会
子ども家庭部長	中澤 嘉明	栗原 敏明	○	○	○
教育委員会事務局次長	田草川 昭夫	田草川 昭夫	○	○	○
健康福祉部長	高木 博通	中澤 嘉明	○		○
子育て支援課長	栗原 敏明	長沼 裕	○	○	○
子ども家庭部副参事 (子ども・子育て施策担当)	岩田 直子	筒井 久子	○	○	○
保育課長	木村 浩	木村 浩	○	○	○
児童虐待対策担当課長	鈴木 静乃	鈴木 静乃	○		○
男女共同参画推進課長	雲出 俊明	雲出 俊明	○		○
教育政策課長	鳥居 貞則	橘 千秋	○	○	○
学校支援課長	岡田 弘文	野尻 浩行	○	○	○
学校地域連携担当課長	石丸 三朗	茅根 薫	○		○
教育指導課長	茅原 直樹	難波 浩明	○	○	○
健康いきがい課長	浦野 芳生	浦野 芳生	○		○
障害福祉課長	茅根 薫	田中 英行	○		○

【出席区分】

・就学前教育・保育部会以外は原則、全員出席。